

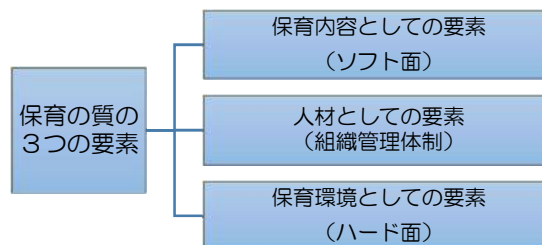
## 川崎市における「保育の質」

### 3つの要素 一覧表

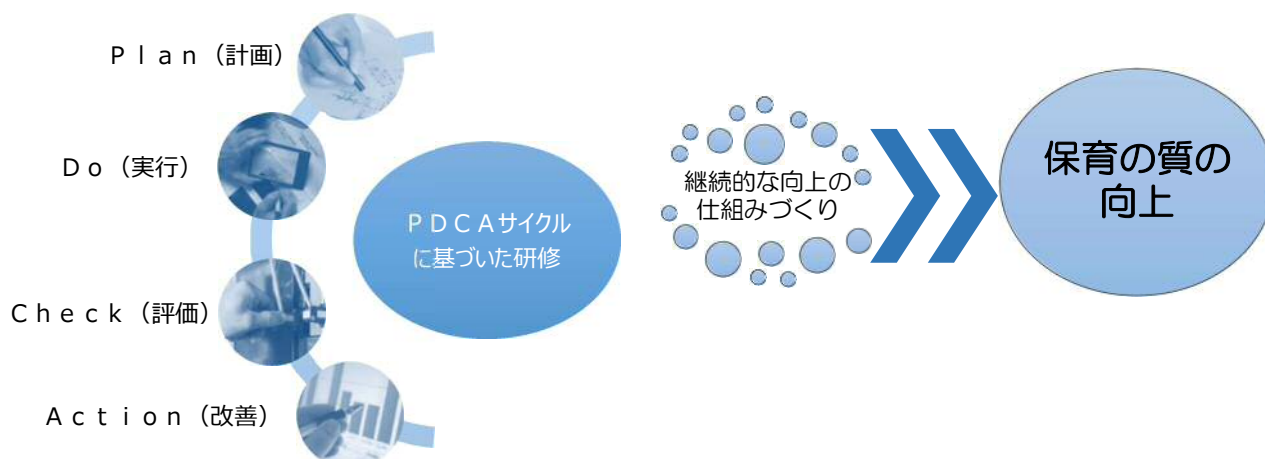
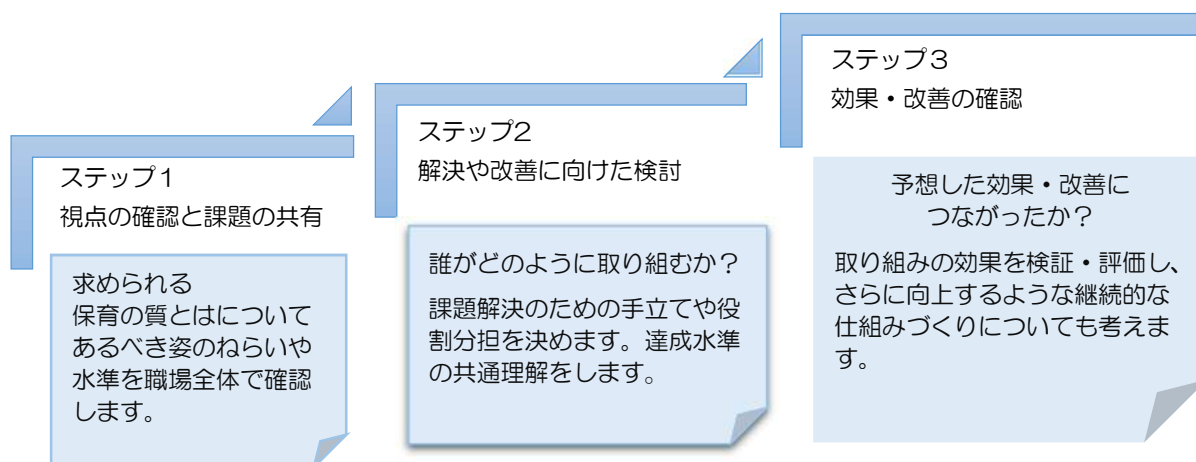
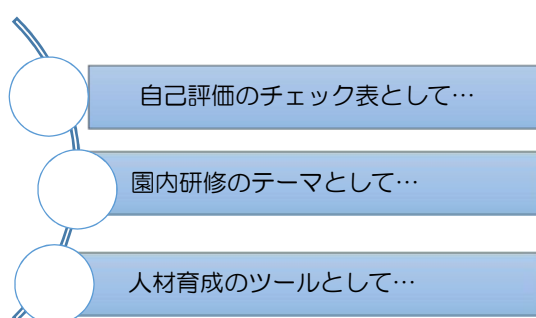
## ～川崎市における「保育の質」を活用していくために～

### 【 川崎市における「保育の質」3つの要素（要素と着眼点）について 】

- 川崎市における「保育の質」  
この後の一覧表では
  - ・「保育内容としての要素」
  - ・「人材としての要素」
  - ・「保育環境としての要素」ごとに、  
視点と具体的な着眼点を示しています。



- 着眼点で示されている内容について  
自己評価し、次は園内でどのように  
取り組まれているか確認し、  
未実施の内容は、今後取り組むべき  
課題として検討・討議するなど、継続的  
な向上を目指した仕組みづくりが  
保育の質の向上に繋がると考えます。



川崎市における「保育の質」を構成する3つの要素（案）

(1) 【保育内容としての要素】（ソフト面）

保育所の保育は「養護と教育が一体となって展開される」ことを特徴としています。生活や遊びを通して多様な活動や体験をすることにより、一人一人の可能性の芽を育て、生涯にわたる学習の基礎を培うことを目的としています。

保育士等が子どもの、身体の発達とともに心の育ちにも十分に目を向け、一人一人の心をしっかりと受け止め、相互的なやり取りを重ねながら、育ちを見通し援助していくことが大切です。また、保育のねらいと内容を明確にしていながら、保育所の独自性や創意工夫が十分に発揮され子どもの生活と遊びが豊かに展開されることが求められています。

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	川崎市における 関係条例・マニュアル等
① 確立と周知 保育理念、基本方針の	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育は「保育所保育指針」を規準とする。</li> <li>○保育の基本となるものであり子どもの最善の利益に基づき、明文化され、職員・保護者・地域へ周知している。</li> </ul>	<p><b>保育理念・基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□明文化された保育理念、基本方針があり全職員に周知されている。</li> <li>□明文化された保育理念、基本方針があり保育過程や保育計画に反映され、保護者や地域へ伝える機会を設けている。</li> <li>□保育理念、基本方針を計画的に見直す機会を設け、社会状況等保育のニーズが反映できるよう改訂を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱</li> <li>・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例</li> </ul>
② 保育課程の策定、 保育指導計画の作成と 保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育の理念や基本方針の実現に向け、「保育のねらい」および「内容」が、子どもの発達過程を踏まえ、保育所の独自性や地域性等を考慮し、創意工夫が十分に活かされるよう保育課程を編成している。</li> <li>○保育課程に基づき子どもの生活や発達を見通した長期的(年、月)指導計画と、それと関連しながらより具体的に季節や日々の生活に即した短期的(週・日)指導計画を作成し、保育が適切に展開されている。</li> <li>○子ども一人一人の発達過程や状況を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した一貫性、連続性のある保育指導計画及び保育実践を行い、子ども達が主体的に活動できるようにしている。</li> <li>○保育指導計画の実施状況の把握や評価、見直しを計画的、組織的に行っている。</li> </ul>	<p><b>保育課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□一人一人の子どもを尊重した保育について職員間で共通の理解を持つための取組を行っている。</li> <li>□保育理念や保育方針に基づいた保育課程を作成している。</li> <li>□保育理念や保育方針に基づき、子どもの発達過程、保育所の独自性や地域性を考慮した保育課程を作成し、全職員への共通理解のもと保育計画に反映されている。</li> </ul> <p><b>保育指導計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□保育指導計画が作成されている。</li> <li>□保育課程に基づき、長期的、短期的な保育指導計画が作成されている。</li> <li>□保育課程に基づき、長期的、短期的な保育指導計画が地域性や一人一人の発達過程を考慮して作成され、子ども達が主体的に活動できるよう保育が展開されている。</li> </ul> <p><b>内容の自己評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□保育指導計画を振り返り、保育反省を記録している。</li> <li>□保育指導計画を振り返り、保育反省、自己評価を実施し、次の計画に活かしている。</li> <li>□保育指導計画を保育実践を通し、PDCAサイクルを用い組織的、計画的に評価・見直しが行なわれている。</li> </ul>	

川崎市における「保育の質」を構成する3つの要素（案）

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	川崎市における 関係条例・マニュアル等
<p>③ 養護と教育の一体化における子どもの発達援助</p>	<p>○子どもの発達を理解し、一人一人の子どもの心身の状態、家庭状況等を把握しながら、状態に応じたきめ細やかな援助を行い連続性のある保育を行なっている。</p> <p>○「子どもが現在を最も良く生きる(子どものあるがままを受止め、主体として大事し、愛おしい存在として認め、命を守り情緒の安定を図る)」ことを保育の土台としている。</p> <p>○保育士等の援助により環境等との相互作用を通し、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけられるよう、子どもが主体となって活動できる保育を行っている。</p> <p>○子どもの活動が豊かに展開される安全な環境が整えられ、養護と教育が一体となった計画的な保育が展開され生涯にわたる学習の基礎を培うための保育を行っている。</p> <p>○小学校以降の教育や生活につながることを考慮し、発育・発達を一貫性を持って見通し、発達の連続性を踏まえた保育を職員間で共有化し計画的に実施している。</p> <p>○保育の状況を職員間で共有し、保護者や小学校、地域へ様々な方法を通し保育所の説明責任の役割を果たしている。</p>	<p><b>発達理解</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□子ども一人一人を受容し、発達過程に応じた働きかけや援助が行われている。</li> <li>□子どもの発達過程を理解し、一人一人の発達過程に応じ、個人差を考慮した保育が行われている。</li> <li>□子どもの発達過程を理解し、一人一人の発達過程や生活の実態に応じ、子どもを主体とし発達の連続性のある保育が行われている。</li> </ul> <p><b>養護・・・生命の保持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□家庭と連絡を取合い、一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。</li> <li>□家庭と協力しながら、一人一人の子どもが健康で安全に過ごせ、健康増進が積極的に図られるようにする。</li> <li>□家庭と協力しながら、一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせ、健康増進が積極的に図られ、子ども達が意欲的に生活できるようにする。</li> </ul> <p><b>養護・・・情緒の安定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□一人一人の子どもを受容し、共感しながら保育士との信頼関係を築き、安定して過ごせるようにする。</li> <li>□保育士との信頼関係の基、自分の気持ちや考えを安心して表し、安定して過ごせるようにする。</li> <li>□保育士との信頼関係の基、自分の気持ちや考えを安心して表し、主体となって生活し自己肯定感を養う。</li> </ul> <p><b>教育・・・健康</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□生理的欲求を満たし気持ちの良い生活を送れるようにする。</li> <li>□個別のリズムに配慮し、生理的欲求を十分に満たし気持ちの良い生活を送れるようにする。</li> <li>□子どもの生活24時間を見通し、個々に配慮しながら生活リズムを整え、健康生活の基礎を養う。</li> </ul> <p><b>教育・・・人間関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□安心できる保育士との関係の基、安定して過ごせるようにする。</li> <li>□安心できる環境の基、共に過ごすことの喜びを味わいながら年齢に応じて周囲の大人や友達に関わりを広げられるようにする</li> <li>□人との関わりの心地よさを味わい自ら関わる力の基礎を培うために個々の発達を見通した保育を計画的に実施している。</li> </ul> <p><b>教育・・・環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□安心、安全な環境の基、発達を促し子ども自ら興味関心を広げられるようにする。</li> <li>□安心、安全な環境の基、発達過程や季節、地域性に配慮した環境の中、子ども自ら興味関心を広げられるようにする。</li> <li>□安心、安全な環境の基、個々の発達過程、季節、地域性に応じ園独自に工夫した環境の中、子ども自ら興味関心を広げ遊びや生活に取入れられるようにする。</li> </ul>	

川崎市における「保育の質」を構成する3つの要素（案）

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	川崎市における 関係条例・マニュアル等
<p>(再掲) ③ 養護と教育の一体化における子どもの発達援助</p>	<p>○保育士等の援助により環境等との相互作用を通し、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけられるよう、子どもが主体となって活動できる保育を行っている。</p> <p>○子どもの活動が豊かに展開される安全な環境が整えられ、養護と教育が一体となった計画的な保育が展開され生涯にわたる学習の基礎を培うための発達の連続性を考慮した保育を行っている。</p> <p>○小学校以降の教育や生活につながることを、考慮し、発育・発達を一貫性を持って見直し、発達の連続性を踏まえた保育を職員間で共有化し計画的に実施している</p> <p>○保育の状況を職員間で共有し、保護者や小学校、地域へ様々な方法を通し保育所の説明責任の役割を果たしている。</p>	<p><b>教育・・・言葉</b></p> <p>□子どもの発したことに応じ、発達に応じて理解できるよう丁寧に言葉がけを行い、言葉で表現する心地よさを味わえるようにしている。</p> <p>□信頼できる大人や友達とのコミュニケーションを楽しみ、言葉で伝えあう喜びを味わえるようにしている。</p> <p>□自分なりの言葉で表現し、相手の話や言葉を聞こうとする気持ちを育て、言葉での伝えあう喜びを味わえるようにしている。</p> <p><b>教育・・・表現</b></p> <p>□遊びの中で表現活動を楽しめるようにしている。</p> <p>□遊びの中で様々な表現活動を楽しみ、表現することを喜び行えるようにしている。</p> <p>□思ったこと感じたことを様々な手法で表現する心地よさを味わい、子どものイメージを広げ、自ら表現することを喜び行えるようにしている。</p> <p><b>養護と教育の一体化</b></p> <p>□一人一人が安定した生活を送り、発達に応じた活動がおくれるようにしている。</p> <p>□全職員共通理解の基、一人一人が安定した生活を送り、発達、季節、地域に応じた充実した活動がおくれるようにしている。</p> <p>□全職員共通認識の基、養護が支えとなり子どもたちが自ら活動や体験を豊かに実践できるよう計画的に取組むほか、保護者や地域等(幼稚園、保育園、小学校舎)へも理解を得られるよう具体的に発信している。</p>	
<p>④ 子どもの人権保障</p>	<p>○子どもの権利を認め、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止子どもの意見の尊重などその権利を総合的に、かつ、現実に保障されることを職員が理解し保護者にも伝えている</p> <p>○虐待等不適切な養育が疑われる場合、専門的機関と連携体制をととのえている。</p> <p>○虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の習得に関する研修等の機会を設け、資質の向上に努めている。</p>	<p><b>人権保障</b></p> <p>□職員は子どもの気持ちに配慮した言動をとり、人格を尊重した保育を行なっている。</p> <p>□研修や会議などで人権について考える機会をもち、文化や宗教の違いを理解し配慮している。</p> <p>□園児や保護者に向けて集会や懇談会、お便りなどで人権を大切にすることを育てる取組みを行なっている。</p> <p><b>虐待防止</b></p> <p>□不適切な養育や虐待等の疑いのある子どもや気になる子どもを発見した時は速やかに関係機関につなげている。</p> <p>□子どもの最善の利益を重視して他機関と連携しながら職員全体で情報共有をはかり、家族を援助している。</p> <p>□保育の知識や技術に加えてソーシャルワークやカウンセリングなどの研修に参加し傾聴・相談のスキルを向上させると共に、保護者に対して個別支援を行なっている。</p>	<p>・川崎市子どもの権利に関する条例 ・川崎市子どもを虐待から守る条例 ・川崎市多文化共生社会推進指針</p>

川崎市における「保育の質」を構成する3つの要素（案）

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	川崎市における関係条例・マニュアル等
<p>⑤ 安全管理の取組</p>	<p>○施設内外の安全点検に努め、保育中の事故防止と災害及び不審者侵入防止の対策をとっている。</p> <p>○あそびや生活の中で子どもが安全に遊ぶことや危険回避力をつけられるようにする。</p>	<p><b>防災・防犯訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□災害や事故に備え定期的に防災・防犯訓練を実施している。</li> <li>□災害や事故に備え定期的に防災・防犯訓練を実施し、その結果を職員全員が周知し改善策をとっている。</li> <li>□災害や事故に備え定期的に防災・防犯訓練を実施し不測の事態に備え必要な対応を図っている。</li> </ul> <p><b>事故防止の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□保育中の事故防止のため子どもの発達や心身の状態を踏まえつつ保育所内外の安全対策を行っている。</li> <li>□日頃からヒヤリハットしたできごとを職員が意見交換し事故予防対策している。</li> <li>□事故が起きた時は、迅速な対応と関係機関に報告し検証を行い再発防止に努めている。</li> <li>□事故防止のため職員が研修などに参加し、保育に活かしている。</li> </ul>	<p>・川崎市民間保育所運営基準</p> <p>・保育所における事故の報告について(通知)</p> <p>・保育園医の手引</p> <p>・川崎市保育園健康管理マニュアル</p>
<p>⑥ 給食等適切な提供</p>	<p>○感染症や食中毒等に対する抵抗力が弱く、衛生面での安全対策が重要になる。子どもたちに安全でおいしい食事を提供するために食事の衛生管理には細心の注意を払い、子どもたちの健康の増進に努めている。</p> <p>○栄養管理について成長途中の子どもの発育・発達のために適切に栄養管理された食事を提供し健康な心と体を育て、望ましい食習慣の定着を図っている</p> <p>○個別の対応について離乳食・配慮食・除去食等、個別の配慮が必要な子に対しては、全職員が連携して子どもの状況に合わせた食事の提供をする。また、家庭と連携して食事に関する助言・支援を行っている。</p> <p>○食育の推進について「食を営む力」の育成にむけその基礎を培うため、毎日の生活と遊びの中で自らの意欲を持って食に関わる体験を重ね、友達や周囲の大人との関わりの中で「楽しく食べる子ども」に成長していくよう職員間又は家庭や地域社会と連携し「食育」を実施している。</p>	<p><b>衛生管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□給食調理・提供に関しては給食の手引きの衛生管理の手順に従い衛生管理を徹底している。</li> <li>□食事の配膳や介助をする保育者、食事室の衛生環境にも十分配慮して給食を提供している。</li> <li>□衛生研修等を定期的に受講し最新の食品衛生に関する情報入手、また事故発生時の対応が周知されている。</li> </ul> <p><b>栄養管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□食事摂取基準をふまえた給与栄養量を設定している。</li> <li>□食事摂取基準をふまえた給与栄養量を設定し、子ども一人一人の状況に合わせて食事量を配慮している。</li> <li>□食事摂取基準をふまえた食事提供について、職員が理解した上で子どもの状況に合わせた配慮をしている。</li> </ul> <p><b>個別の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□個別の対応が必要な子どもに対しては、家庭と連携し子どもの状況に合わせた食事を提供し記録をしている。</li> <li>□個別の対応が必要な子どもに対して、間違いのない対応をするために職員全員に周知している。</li> <li>□離乳食や除去食等の対応に関しては研修を受講する等、最新の情報で対応・援助できるようにしている。</li> </ul> <p><b>食育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□乳幼児にふさわしい食生活が展開され、食事を楽しむことができるよう、食事について見直しや改善をしている。</li> <li>□「食を営む力」の基礎の育成に向け全職員での共通理解と連携の基、計画的・総合的に実施されている。</li> <li>□子どもたちが豊かな食体験ができるよう、保育園からの情報発信や家庭や地域社会と連携した取組を実施している。</li> </ul>	<p>・保育園給食の手引き</p> <p>・第3期川崎市食育推進計画</p> <p>・川崎市民間保育所運営基準</p> <p>・川崎市における保育園食育推進ガイド「おなかかすいた〜！」</p>

川崎市における「保育の質」を構成する3つの要素（案）

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	川崎市における関係条例・マニュアル等
<p>⑦ 子どもの健康支援</p>	<p>○一人一人の子どもの健康状態・発育発達状態に応じて保育するとともに、保育中の心身の状態を把握している。</p> <p>○感染症やその他の疾病の発生予防に努め発生時は必要に応じて関係機関に連絡し協力を求め対応をとっている。</p> <p>○園医や関係機関との連携をとりながら、体調不良時や個別の配慮を必要とする子どもと保護者への支援や、けがや事故が発生した時の対応をとっている。</p> <p>○乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防策と緊急の対応策をとっている。</p> <p>○発達過程に応じ、自分の身体の働きや生命の大切さを知り、適切な行動が取れるように指導・援助を行っている。</p>	<p><b>発育・発達状態の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 毎月身体計測を定期的、継続的に行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 身体計測を行い、こどもの成長・発達を把握し保護者に知らせ保育に反映させている。</li> <li><input type="checkbox"/> 発育・発達状態を職員が把握し、必要に応じて関係機関と連携をとっている。</li> </ul> <p><b>感染症の予防と対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日々の健康状態を把握し、感染症の予防に努めている。</li> <li><input type="checkbox"/> 感染症予防について子ども達へ健康教育等を行い、職員の衛生への知識向上と手順の周知徹底を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 日頃から保護者含め感染予防対策に取り組むと共に、感染症発生時には感染拡大予防に努めている。 (衛生管理の徹底・保護者への伝達・予防接種の把握・職員への周知と連携 関係機関との連携)</li> </ul> <p><b>健康状態の把握と個別配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日々の健康状態を把握し体調が悪い時の対応をしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 体調不良時やけがをした時、必要に応じて保護者への連絡を行い、園医や関係機関に連絡し適切に対応している。</li> <li><input type="checkbox"/> 個別に配慮が必要な場合は、病状の変化や保育の制限など保護者と連携を行い、職員全員が適切に行えるよう周知している。</li> </ul> <p><b>乳幼児突然死症候群の予防と対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> SIDSの予防に対し職員が理解し、体位や呼吸のチェック表を付けるなど注意深く見守っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 急変時に備え、職員が救急蘇生法を習得できるように計画している。</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者等にSIDS予防に関する啓蒙活動をしている。</li> </ul> <p><b>子どもの健康で安全な生活を作り出す力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 子どもの健康に関する保健計画を作成し、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めている。</li> <li><input type="checkbox"/> 発達に応じたやり方や教材を用いて、工夫しながら健康教育を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 家庭と保育園が連携し、子どもの健康や命の大切さについての理解を深める働きかけを行っている。</li> </ul>	<p>・川崎市保育園健康管理マニュアル ・保育園医の手引 ・産休明け乳児保育の手引き ・川崎市子ども虐待対応・連携の手引き ・保育所における事故の報告について(通知) ・川崎市感染症発生動向調査事業実施要領 ・川崎市民間保育所運営基準</p>
<p>⑧ 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応</p>	<p>○インクルーシブ保育として、障害のある子どもの保育については、安心して生活ができる環境を整え、また、子どもへの関わりについては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりを両面を大事にした保育を展開している。</p> <p>○個別の計画を作成することにより、長期的な見通しを持った支援につながり、また、保護者や子どもの主治医・地域の専門機関など、子どもに関わる様々な機関と連携を図ることにより、小学校以降の個別の支援へとつなげている。</p>	<p><b>発達支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 障害や支援の必要な子どもも安心して生活できるよう、一人一人に配慮した内容や方法を考えて保育を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 定期的なケース会議を行い、全職員共通理解のもと保育がすすめられている。</li> <li><input type="checkbox"/> 見通しを持って保育を行うため必要に応じて個別指導計画を作成している。</li> </ul> <p><b>連携支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 保護者との相互理解のもと一人一人の状況の合わせた適切な保育を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 巡回相談・発達相談や地域の専門機関と連携を図り小学校以降の個別支援へと繋げている。</li> <li><input type="checkbox"/> 関係機関と連携しながら療育に関わる専門的な対応や知識・技術を学び保育の中で活かしている。</li> </ul>	<p>・川崎市民間保育所運営基準</p>

川崎市における「保育の質」を構成する3つの要素（案）

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	川崎市における 関係条例・マニュアル等
⑨ 保護者への子育て支援の取組	<p>○保護者とのコミュニケーションを大切に、保育の内容や意図、また子どもの様子や気持ち、心身の成長の姿などを分かりやすく知らせ、保護者の子育てに対する意欲や自信を高めることにつなげている。</p> <p>○懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者参加行事など保護者が意見を述べやすい環境を整え、保護者の意見を反映するなど相互理解のもと保育を行っている。</p>	<p><b>情報提供による支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□園全体の保育の意図が理解出来るよう園の保育方針や保育課程を分かりやすく伝えている。</li> <li>□保護者と共に成長を喜び合えるよう連絡ノート、送迎時の対話園内の掲示等で保育内容や子どもの様子を伝えている。</li> <li>□子育てに関する情報提供や日々の保育の意図を伝える為に園便り、保健便り、食育便り、クラス便りなどを定期的に行っている。</li> </ul> <p><b>子育てにおける支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□保護者が参加する行事、懇談会、個人面談、保育参観などで保育の意図を知らせたり、保護者の気持ちや悩みを直接聞き取る機会を作っている。</li> <li>□行事など様々な機会においてアンケート等を実施し利用者ニーズの把握に努めている。</li> <li>□保護者会やその他の自主的活動について、保護者の同士の交流を促して子育てを支え合う視点からの支援を行っている。</li> </ul>	<p>・川崎市民間保育所運営基準</p>
⑩ 地域の子育て支援への取組	<p>○保育所が有する人材や場を活用し保育に関する情報提供や地域の子育て家庭の支援を実施している。</p> <p>○地域の子育て支援の拠点としての機能を活かし、関係機関や地域人材と協力・連携し子育て家庭を支えている。</p>	<p><b>専門的機能の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□子育て支援における保育園の役割を理解し相談に応じたり情報提供をしている。</li> <li>□保育所の施設や設備を開放し、交流の場を提供している。</li> <li>□保育所施設を活用した園独自の事業を実施している。</li> </ul> <p><b>子育て支援の機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□地域の子育て支援のニーズを把握し、自園の特徴を活かした事業を開催している。</li> <li>□地域の子育て支援のニーズを把握し、自園の特徴を活かした講座などの事業を開催したり、関係機関と協力するなど積極的に子育て支援に取り組んでいる。</li> <li>□地域人材と交流を図り、協力して利用者が自ら子育てをする力を発揮できるよう支援している。</li> </ul>	<p>・川崎市民間保育所運営基準</p>
⑪ 多様な子育てニーズへの対応	<p>○保護者の状況に配慮し、常に子どもの最善の利益を念頭において、子どもの生活への配慮がなされるよう家庭と連携・協力している。</p> <p>○地域の福祉・子育てニーズを把握し、他機関と課題解決のための事業を展開している。</p>	<p><b>保護者との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□保護者に対して保育サービスについての情報を適切に提供している。</li> <li>□様々な形態の保育においても子どもが安定して過ごせるよう配慮している。</li> <li>□様々な形態の保育においても子どもの心身の状態等を考慮し安心して過ごせるよう配慮し、保護者の仕事と子育てを支援している。</li> </ul> <p><b>他機関との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□地域の福祉・子育てのニーズを把握し、自園の特徴を活かした事業を実施している。</li> <li>□他機関の専門的施策や専門性を理解し、必要とする家庭を支援に繋げている。</li> <li>□他機関の専門的施策や専門性を理解し、必要とする家庭と繋ぎ関係機関と連携しながら支援をしている。</li> </ul>	<p>・川崎市民間保育所運営基準</p>
⑫ 業務の自己点検とサービス向上に向けた取組	<p>○保育業務に関する自己点検や利用者の要望を聞くための取組を実施し、専門性の向上や保育実践の改善に努めている。</p>	<p><b>業務の自己点検</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□保育業務に関する自己点検を実施し、その結果を踏まえた保育の改善を行っている。</li> <li>□苦情解決の仕組みが確立され、利用者に十分に説明している。</li> <li>□第三者評価や利用者アンケートに取組み、その結果を踏まえた保育の改善を保護者に伝えている。</li> </ul>	<p>・川崎市民間保育所運営基準 ・保育所指導監査基準平成27年度版</p>



**(2)【人材としての要素】（組織管理体制）**

保育所においては、保育理念に基づいた保育の実現を目指し、職員が意欲的に保育に従事し保育所本来の役割を發揮するには、運営者及び園長が自らの責任を理解し適切な運営（コンプライアンス、職員配置計画・労働条件や労働環境の整備、職員の人材育成）を実施し、組織体制を整えることが不可欠です。

「保育の質」の確保・向上には人材が大きく影響し、保育理念に基づいた保育の実現を目指すために職員の人材育成は重要となります。内部での人材育成（OJT）のみならず、外部の研修や各地域での連携による保育交流や情報交換等（OFF-JT）を通して、保育の専門性を高める機会が豊富に確保されていることが求められています。

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	川崎市における関係条例・マニュアル等
① 組織整備	○保育所の保育理念及び基本方針が明文化され、それらを実現化するための組織・運営体制を整えている。	<p><b>保育理念及び基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□運営者として保育理念・基本方針を明文化している。</li> <li>□保育理念・基本方針に基づき組織を運営している。</li> <li>□保育理念・基本方針に基づいた組織・運営体制を見直し改善に努めている。</li> </ul> <p><b>組織・運営体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□職員会議を定期的開催している。</li> <li>□職員会議を定期的開催し、保育内容や危機管理について内容を精査し職員全員が周知している。</li> <li>□施設の運営方針及びその内容等を職員と十分協議している。（マニュアル等の作成をしている）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例</li> <li>・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱</li> <li>・川崎市民間保育所運営基準</li> </ul>
② 適正な人員確保と人員配置	<p>○国基準、市の基準に即した職種、定数の職員を配置している。</p> <p>○職員の雇用条件・就業規則を明確に定めている。</p>	<p><b>職員配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□各施設の基準や要綱に基づいた職員を確保し、適正に配置している。</li> <li>□職員の意向も考慮し、経験年数や実績に応じて職員をバランスよく配置するなど人材に関する計画が確立している。</li> <li>□栄養士・看護師等の専門職の配置や必要なスキルの習得に努めている。</li> </ul> <p><b>職員の雇用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□職員の雇用条件・就業規則を定め職員に明示している。</li> <li>□労働条件・休暇取得・ローテーションの配置等職員の定着化を意識した取組みを行っている。</li> <li>□雇用時の健康診断や職員定期健康診断を適正に実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例</li> <li>・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱</li> <li>・川崎市民間保育所運営基準</li> </ul>

川崎市における「保育の質」を構成する3つの要素（案）

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	川崎市における 関係条例・マニュアル等
③ 施設長の責任とリーダーシップ	<p>○施設長は自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>○保育の質の確保・向上に意欲を持ちその取組みに指導力を発揮している。</p>	<p><b>施設長の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□施設長は自らの役割と責任について明文化し、会議等において表明している。</li> <li>□施設長が表明した内容を、職員が理解し積極的に取り組んでいる。</li> <li>□施設長は職員自身の責任と役割を知らせ、円滑に園運営を行い、職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みがある</li> </ul> <p><b>施設長のリーダーシップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□施設長は職員のそれぞれの専門性をよく理解している。</li> <li>□施設長は職員のそれぞれの専門性をよく理解し、園内で学び合える機会を作っている。</li> <li>□専門性が向上できる研修等に、積極的に参加する機会を与えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例</li> <li>・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱</li> <li>・川崎市民間保育所運営基準</li> </ul>
④ 職員の労働条件、労働環境と職場の安全管理	<p>○関係法令を遵守し、職員が働きやすい労働条件・労働環境を整備している。</p> <p>○施設・設備が設備運営基準条例等を満たし、安全・快適に生活できるよう配慮されている。</p>	<p><b>労働条件・労働環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□職員が安定して働き続けることができる労働条件(給与水準・休暇制度・休憩時間等)の整備に努めている。</li> <li>□職員の自己啓発やリフレッシュのための労働環境(人員配置・時間の保障等)が整えられている。</li> <li>□職員のワークライフバランスに関する視点を持ち、具体的な取組が実践されている。</li> </ul> <p><b>安全衛生管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□施設内外を、清潔で安全な環境として保つ努力をしている。</li> <li>□安全衛生点検を定期的に行い、危険箇所等は速やかに改善している。</li> <li>□労働環境の向上に向け職員の意向を取り入れ、改善する体制が整っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例</li> <li>・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱</li> <li>・川崎市民間保育所運営基準</li> </ul>
⑤ 個人情報保護の取組	<p>○コンプライアンス(法令遵守)、管理・監督体制が整備され、適切な運用がなされている。</p> <p>○施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。</p> <p>○個人情報保護法に関する規定・マニュアル等を整備している。</p>	<p><b>コンプライアンス等を考慮した適切な運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□各種法令や倫理を遵守し、健全かつ適正に園運営に取り組んでいる。</li> <li>□各種法令や倫理を遵守するとともに、定期的な点検や職員への周知を行っている。</li> <li>□各種法令や倫理の遵守のためにコンプライアンスに関する情報を理解し、健全かつ適切な運営のために積極的に取り組んでいる。</li> </ul> <p><b>個人情報の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□個人情報保護法を遵守している。</li> <li>□個人情報に関する規定マニュアル等を作成し職員に周知している。</li> <li>□個人情報に関しては、点検と職員の意識継続のための話し合い等を定期的に行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例</li> <li>・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱</li> <li>・川崎市民間保育所運営基準</li> </ul>

川崎市における「保育の質」を構成する3つの要素（案）

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	川崎市における関係条例・マニュアル等
<p>⑥ 職員の資質向上</p>	<p>○職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。</p> <p>○保育の知識及び技能の習得、維持向上に努めている。  <input type="checkbox"/>OJT →職場内で育成者の役割りを明確にし、人材育成に計画的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/>OFF-JT →職場内で研修等に参加する体制を作り、保育の情報収集・情報交換を積極的に行っている。</p>	<p><b>職員の資質向上</b></p> <p><input type="checkbox"/>職場内での会議等を定期的開催し、保育の質の確保や向上のための振り返りや研鑽を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/>園内研修や外部研修等の参加により職員の専門性が図れる機会を提供している。</p> <p><input type="checkbox"/>内部研修の実施や外部研修への参加促進を行うなど、資質向上のため人材育成計画等を作成している。</p> <p><b>OJT</b></p> <p><input type="checkbox"/>日常業務の人材育成 <input type="checkbox"/>職員会議 <input type="checkbox"/>園内研修  <input type="checkbox"/>ケース会議 <input type="checkbox"/>研修報告会議</p> <p><b>OFF-JT</b></p> <p><input type="checkbox"/>外部研修 <input type="checkbox"/>保育交流 <input type="checkbox"/>公開保育 <input type="checkbox"/>保育の情報収集  <input type="checkbox"/>保育の情報交換 <input type="checkbox"/>外部連携会議</p>	<p>・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例</p> <p>・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱</p> <p>・川崎市民間保育所運営基準</p>
<p>⑦ 条例・子どもを虐待から守る条例の遵守</p>	<p>○子どもの権利に関する条例・子どもを虐待から守る条例を理解し、保育の中で取り組んでいる。</p>	<p><b>条例の遵守</b></p> <p><input type="checkbox"/>「川崎市子どもの権利に関する条例」「川崎市子どもを虐待から守る条例」を理解している。</p> <p><input type="checkbox"/>「川崎市子どもの権利に関する条例」「川崎市子どもを虐待から守る条例」を職員に周知し定期的に話し合いを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/>「川崎市子どもの権利に関する条例」「川崎市子どもを虐待から守る条例」を保護者に分かるよう説明や掲示等をしている。</p>	<p>・川崎市子どもの権利に関する条例</p> <p>・川崎市子どもを虐待から守る条例</p>

**(3)【保育環境としての要素】（ハード面）**

保育所は、一人一人の子どもの健康と安全の確保に努めなくてはなりません。そのためには子どもや保育士等の人的環境、施設や遊具などの物的環境を総合的に捉え、環境を構成し、子どもが自ら関わって主体的に活動を生み出したくなるような環境が重要であり、これに伴う危機管理業務や保守管理業務を適切に実施することが必要です。

また、運営者及び施設長は設置基準の遵守に努め、全職員が協力して保育環境の改善に取り組める体制を構築していくことが求められています。

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	川崎市における 関係条例・マニュアル等
① 適切な人員及び スペースの確保	○定員を基本に、居室面積基準や職員配置基準を遵守し児童の受入れを行っている。	<b>設置基準の遵守</b> <input type="checkbox"/> 国及び川崎市の設置基準を遵守し、適切なスペースの確保と人員配置を行っている。 <input type="checkbox"/> 子どもの最善の利益を図るという見地から、設置基準を上回るスペースの確保や人員配置に努めている。	・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例 ・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市民間保育所運営基準
② 安全管理の取組	○子どもの行動予測に基づいた危険回避及び施設管理、遊具の安全性や機能の保持を目的とした安全点検等を実施している。  ○安全管理、事故防止マニュアルを整備し、災害や事故及び外部からの不審者の侵入等を想定した訓練を実施するなど、緊急時の対応について日頃から職員に周知し活用している。  ○事故が起きたときの対応が職員に周知され、再発防止に向けた体制が構築されている。(事故発生時の通知)	<b>危険回避及び施設管理</b> <input type="checkbox"/> 安全管理及び事故防止などの観点から、利用者の安全確保のための体制が整備されている。 <input type="checkbox"/> 安全管理や事故防止マニュアルを職員に周知し、定期的な点検及び改善を行っている。 <input type="checkbox"/> 救命救急やリスクマネジメント等の研修を受講するなど資質向上のための組織体制がある。  <b>防災、防犯訓練の計画及び実施</b> <input type="checkbox"/> 法令に定められた防火管理者や消防計画の届け出を適切に行い緊急時の避難経路が確保されている。 <input type="checkbox"/> 安全管理及び事故防止マニュアルを活用し訓練等を通じて緊急時の役割分担を明確にし、訓練計画及び記録を保管している。 <input type="checkbox"/> 定期的に訓練計画を見直し直近の災害や予想される大規模災害を想定するなどの工夫があると共に、互助、共助の視点から関係機関や近隣との連携に取り組んでいる。  <b>事故等の再発防止</b> <input type="checkbox"/> 発達に応じた子どもの行動を適切に予測し、危険を回避するための環境整備を行っている。 <input type="checkbox"/> 受診を要する事故やトラブルやけがが予測されるニアミス（ヒヤリ・ハット）発生時は報告書等による情報収集の伝達ラインが整備されている。 <input type="checkbox"/> 報告書を職員で共有し、原因の分析及び再発防止に向け改善する組織体制がある。	・川崎市保育園健康管理マニュアル ・川崎市民間保育所運営基準

川崎市における「保育の質」を構成する3つの要素（案）

視点	あるべき姿(考え方)	着眼点	川崎市における関係条例・マニュアル等
③ 健康・衛生管理の取組	○健康管理、衛生管理に関するマニュアルを整備し、様々な環境対策への配慮をしている。	<b>健康及び衛生管理</b> <input type="checkbox"/> 健康や衛生の管理マニュアルに基づき施設を適切に管理し、嘱託医による定期的な健診を実施している。 <input type="checkbox"/> 乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のための睡眠チェックを定時間隔で実施し、記録を保管している。 <input type="checkbox"/> 施設の衛生管理や大気汚染などの周囲環境に関する情報を適宜把握し、必要な対応を定めている。	・保育園医の手引 ・川崎市保育園健康管理マニュアル ・川崎市民間保育所運営基準
	○感染症への対応を職員に周知すると共に、感染の拡大防止を目的とした情報の共有に積極的に取り組んでいる。	<b>感染症への対策</b> <input type="checkbox"/> 身体測定や連絡帳等で園児の成長や体調を保護者と園とで共有し、異常や変化に迅速に対応するためのしくみがある。 <input type="checkbox"/> 感染症集団発生予防の取組みとして健康手帳の活用、毎日の健康チェック、年に1度の既往歴調査を行っている。 <input type="checkbox"/> 地域的な感染情報収集に基づき、園児の健康管理や感染予防を目的とした川崎市の情報ネットワークやサーベイランスシステムの情報など、地域的な感染拡大を防止するための体制がある。	・川崎市感染症発生動向調査事業実施要領 ・川崎市民間保育所運営基準  (再掲) ・保育園医の手引 ・川崎市保育園健康管理マニュアル
④ 栄養・給食管理の取組	○給食の衛生管理及び給食提供に関するマニュアルを整備し、関係職員に周知している。 ○安全点検が適正に実施され事故防止に努めると共に、適切な食事環境を整備し、国や市の基準に見合った給食提供を行う。	<b>給食に関する安全衛生管理</b> <input type="checkbox"/> 安全かつ衛生的に調理され、年齢に応じた適量の給食提供を目的としたマニュアルやチェックリスト等を活用している。 <input type="checkbox"/> 厨房管理者は調理業務従事者に衛生管理に必要な作業や知識を周知し、事故防止に向け点検や清掃を行う体制がある。 <input type="checkbox"/> 適切な食卓及び椅子の配置や、必要なスペースの確保について配慮するとともに子どもの年齢に応じた食育を推進する組織体制がある。	・保育園給食の手引き ・第3期川崎市食育推進計画 ・川崎市民間保育所運営基準
⑤ 設・設備の修繕状況、(備品管理)	○各施設の最低基準や要綱等に基づき施設の設備、備品等の保育環境が整備されている。 ○園内外の清掃や、設備・備品の点検・修繕等維持管理のための計画がある。	<b>保守管理</b> <input type="checkbox"/> 乳幼児が年齢に応じた発達を保障され安全かつ衛生的に生活するための備品等が整備されている。 <input type="checkbox"/> 園内外の清掃が適切に実施され、固定遊具の点検、樹木の剪定等の定期的な設備点検や必要な修繕が行われている。 <input type="checkbox"/> 施設の設備や保育環境について年間計画に基づき必要な維持管理が適切に行われ、環境改善に向けた定期的な検討や見直しを図る組織体制がある。	・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例 ・川崎市民間保育所運営基準
⑥ 養護と教育の一体化における適切な環境	○乳幼児の生活の場として必要な設備環境が整備され定期的に点検や改善が行われている。  ○一人一人の子どもの発達を保障する環境が整備され、組織内で恒常的に見直し、改善する体制がある。	<b>設備保全</b> <input type="checkbox"/> 施設内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の環境が整備されている。 <input type="checkbox"/> 年間計画に基づき施設内の設備が適切に維持管理されるよう定期的に見直し、改善を図る組織体制がある。 <input type="checkbox"/> 災害・不慮の事故等、緊急時に迅速に対応できる設備や用具が設置されている。 (AED未設置施設においては近隣のAED設置施設に当該園の緊急時使用について承諾を得ている。)  <b>環境整備</b> <input type="checkbox"/> 一人一人の子どもの発達や興味に応じた遊びが保障される人的、物的環境が整備されている。 <input type="checkbox"/> 発達や年齢に必要な生活習慣を習得しやすい環境が整備され、一人でもまたは集団で主体的に遊べる十分な空間が確保されている。 <input type="checkbox"/> 施設内で子どもが主体的に過ごせる生活や遊び空間について、職員間で共有できる定義(文言化された資料)を持ち、保育環境について恒常的かつ協同的に検討する組織体制がある。	・川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ・川崎市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例